

件名	愛媛県手数料条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例
主管課	建築住宅課
根拠法令等	建築基準法(昭和25年法律第201号) 第14次一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号))
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>第14次一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号))により、建築基準法(昭和25年法律第201号)の一部が改正されることに伴い、「愛媛県手数料条例」及び「愛媛県事務処理の特例に関する条例」の一部を改正する必要性が生じた。</p> <p>(1) 愛媛県手数料条例(平成12年3月24日条例第3号) 建築基準法の一部改正による項ずれ等に対する措置を行う。</p> <p>別表「5 土木関係事務手数料」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8の2の項で法第18条第4項を引用 ⇒同条第5項に項ずれ</li> <li>・ 101の17の項で法第18条第18項を引用 ⇒同条第22項に項ずれ 同条第26項の引用を追加</li> </ul> <p>(2) 愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年3月24日条例第11号) 建築基準法の一部改正による項ずれに対する措置を行う。</p> <p>別表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20の項の(3)で法第18条第24項第1号を引用 ⇒同条第38項第1号に項ずれ</li> </ul>	
施行日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)附則第1条第3号の政令で定める日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	